

松戸市教育委員会会議録

令和6年3月臨時会

松戸市教育委員会会議録

令和6年3月臨時会

開 会	令和6年3月22日 (金) 午後15時		閉 会	令和6年3月22日 (金) 午後16時35分	
署名委員	教育長 伊藤 純一		委 員 伊藤 誠		
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○	
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	×	
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×	
出席職員	内訳別紙のとおり				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和 6 年 3 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	経済振興部 部長	小川 哲也	21		
2	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22		
3	学校教育部 部長	石橋 聡	23		
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	〃 専門監	斉藤 政彦	25		
6	〃 補佐	内藤 秀明	26		
7	〃 主幹	飯島 幸枝	27		
8	〃 主幹	杉本 政裕	28		
9	〃 主査	高木 優	29		
10	〃 主任主事	生田 裕仁	30		
11	学務課 課長	西田 大助	31		
12	〃 補佐	茅野 真貴子	32		
13	スポーツ課 課長	安部 豪	33		
14	〃 補佐	齊藤 真一	34		
15	行政経営課 課長	板花 克	35		
16	〃 主査	高橋 俊介	36		
17	〃 主任主事	百田 大輝	37		
18	にぎわい創造課 文化スポーツ振興担当室 主幹	東海林 理江	38		
19			39		
20			40		

令和6年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和6年3月22日（金） 午後3時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和6年3月臨時教育委員会会議 議題目次

(1) 議 案

① 議案第41号

松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

(社会教育課)

② 議案第42号

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を
改正する訓令の制定について

(学務課)

③ 議案第43号

松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

④ 議案第44号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の
一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

⑤ 議案第45号

松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会
公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について (教育総務課)

⑥ 議案第46号

松戸市スポーツ施設管理運営規則及び松戸市スポーツ
推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について (スポーツ課)

⑦ 議案第47号

令和5年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の
教職員の任免について

(学務課)

⑧ 議案第 4 8 号

松戸市教育委員会職員の人事について

(教育総務課)

⑨ 議案第 4 9 号

松戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則の制定について

(スポーツ課)

⑩ 報告第 1 2 号

臨時代理による処分の報告について

(スポーツ課)

教育長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議、現在のところ傍聴人の方がいらっしゃいません。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、本日、中西委員及び和座委員が所用により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができます。

◎開 会

教育長 ただいまから令和6年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いします。

よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案9件、報告議案1件となっておりますが、このうち、議案第41号については、関係部署との調整の必要が生じたため、議題を取り下げてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決を取らせていただきます。

議案第41号を取り下げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第41号を取り下げることに決定いたしました。

また、議案第47号及び議案第48号は人事に関わる案件となります。したがって、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を取らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第47号及び議案第48号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、これらの審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第47号及び議案第48号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代行者にお願いします。

教育長職務代理者 本日は議案が多くなっておりますので、限られた時間の中で円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

◎議案第42号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第42号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課長の西田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第42号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」提案させていただきます。

令和6年1月30日に、松戸市学区審議会が開催され、令和6年度より知的障特別支援学級を六実第二小学校及び第五中学校、自閉症・情緒障害特別支援学級を貝の花小学校及び六実第三小学校に新設すること。これに伴う学区の変更について諮問をいたしました。同審議会において審議の結果、承認する旨答申をいただきました。答申内容は6ページから11ページ

のとおりでございます。

これに伴い、学区につきましては、4ページから5ページに記載のとおり、規定の一部を改正する訓令の制定を行わせていただきたいと思います。

この訓令は、令和6年4月1日から施行の予定でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

教育長職務代理者 議案第42号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。

特別支援学級が新設されることによって学びの中で困りごとがあるお子さんたちがスムーズに通えたり、通学に30分以上かかる児童、生徒と保護者の方がいらっしゃるというのはとても大きな課題だと思います。通学の問題が解消されることはとてもいいことだと思います。11ページ「おわりに」の部分で今後のインクルーシブ教育に期待が高まるものと考えするという表現がありますが、各設置も知的障害は61.5%で、自閉症・情緒は80%と伸びている部分の中で、このインクルーシブという視点で、以前も、和座委員と私がいつも話の中でインクルーシブな教育に取り組む、特別支援の教室に分けるのではなく、中に一緒に取り込んでいくような学びの検討もしていただきたいですと、話しています。教室をつくることとまた別な部分でインクルーシブ教育は検討もされているかと思いますが、何かしら、取組をしている学校だとか、今、委員会の中で検討していることがあれば教えていただきたいなと思います。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 すみません、学務課的な視点なので、もしかしたら一般的な形になってしまうかもしれないのですが、まず、個別最適な部分ということで、その子に合った支援をやっていくという意味での特別支援的な教育というのは、ニーズは今後も高まっていくのかなと思います。一方、インクルーシブという意味では、固定の、例えば、知的学級であっても、そのの同学年の通常級のお子さんと同級というか、交流をする、そういう取組というのは、ほとんどの学校でお子様の実態に応じて行っているところでございます。

やはり、そういったインクルーシブな面と個別最適な面、両方の視点で子どもたちを育てていくということは委員ご指摘のとおり、本当に大切なことだというふうに、教育関係者であれば思っているのかなというふうに自分は考えております。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。今は交流という形ですが、何かしら研究校など、少人数の学校など、松戸はとても学区が広く学校数も多いので、特色のある学校で大阪の大空小学校は映画にもなり、代表的な学校もあります。何かしらそういう取組だとかというのが、今後また切り口として出てきていただけたら、特別支援と不登校というのはまた別のストーリーかもしれないですけども、不登校だとか、その多様な子どもたちのニーズに合うような形でまた模索していったらと思います。学務課長がおっしゃるように、個別最適化は本当に大切だと思うので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 私の勘違いであれば申し訳ないんですが、資料の5ページの改正前の自閉症・情緒障害学級の特別支援学級設置校名の中に、六実第三小学校が既に入っていて、改正後のほうに記載されている六実第三小学校には貝の花小学校と同じように下線が引いてあると思ったんですけども、下線が引かれていないのは、どういうことですか。

教育長職務代理人 学務課長、お願いします。

学務課長 すみません。説明が丁寧でなくて、本当に申し訳ございませんでした。

六実第三小学校のほうは既に通級による自閉症・情緒学級がありまして、その指導を実施しておる関係で、今、伊藤委員がご指摘したような記載の方法を取っているところでございます。

伊藤委員 じゃ、改正前の段階で、もう六実第三小学校は通級であると。

学務課長 そうです。

伊藤委員 現にクラスがあって、通級で人が来ているわけですね。

学務課長 厳密に言うと、指導する職員がいて、そこに子どもが来て、指導をしているということなので、1学級という捉え方ではないんですけども、ただ、その教室に職員がいて、そこに子ども来て、指導するということは行っています。

伊藤委員 改正後は、どういうふうになるんだったっけ。ちょっとお願いします。

学務課長 改正後は、その1つのクラスとして普通の……

伊藤委員 他の多くの学校と同じようになるわけですね。

学務課長 要するに、ずっとそこに子どもが来るという、そういう形でございます。

伊藤委員 区域というのですか、通学区域は、変わらないのですか。

学務課長 情緒級の場合は、全部ということになっておりますので、松戸市全体なので、変わらない形です。

伊藤委員 そういう状況なので、この表は全く同じように入ってしまったんだ。

学務課長 はい、そうなんです。すみません、先に説明すればよかったと思います。申し訳ございません。

伊藤委員 分かりました。

学務課長 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかがございますか。

審議の経過の全文というのをこのように見せていただいたのって初めてかなという、何度かあったかもしれないんですけども、非常に丁寧に分かって、ありがたかったなという気持ちで読ませていただきました。また、ちょっとこの点分かりにくいことがあるなというようなときは、ぜひこのように、お伝えしていただけると理解が深まるかと思うので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

ほかに、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第42号を採決いたします。

議案第42号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎議案第43号

教育長職務代理者 次に、議案第43号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 教育総務課長の三根でございます。よろしくお願いいたします。

議案第43号「松戸市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」
ご説明いたします。

提案理由は、学校栄養職員及びその他の職員の職を追加することで指導監及び栄養士長を
学校に置くことができるようにするためでございます。

13ページの改正前及び改正後の新旧対照表をご覧ください。

松戸市立小学校及び中学校管理規則第4条第2項の表にあるその他の職員は、これまでは
主幹栄養士、主査栄養士、主任栄養士、栄養士となっております。ここに、指導監、栄養
士長を追加することで、市費の栄養士を職を問わず小中学校に置くことができるようにする
ものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今のご説明は非常に簡潔で分かるんですが、今回なぜ、指導監と栄養士長という職
が置かれるようになったのか、何か特段の理由というか、その必要性というか、何か環境が
変化したのか、何か理由があるんだろうと思うんですけども、その辺を教えていただけ
るとありがたいんですが。

教育長職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 ただいま説明させていただきましたように、ここで追加することで職を問わず
配置できるように、今後できるようにするため、今後のためということで規則改正をさせ
ていただくものでございます。

教育長職務代理者 どうぞ。

伊藤委員 ちょっとよく分からないんですけども、今まではこういう主幹栄養士とか主査栄
養士、主任栄養士と、それから何もついていない栄養士の方と、4段階の一つの階級みたい
なものですか、そういう経験とか、そういったものに基づいて、人によっては主幹栄養士に
なられたりとかいうことがあったんだろうと思います。それを今回はさらにもっと経験が豊
かな方とか、あるいは何らかの役割が求められて名前から分かるように、そういう一種の管
理職みたいな感じで、指導監とか栄養士長を設けられて、この6段階の階級を設けられる
という、だから、一つのそういう栄養士というグループの中で、そういったものを設けられる

というのは、何となく常識的にいって分かりますが、今回なぜこのタイミングで、そういう非常にトップ2に当たる指導監と栄養士長を設けられたのか、それからあと、栄養士長とか指導監になるための、いわゆる条件というか、資格はあるのか、何年以上勤務とか、そういう一般的な規則というか、何かやはりないと、その客観性が欠けますよね。だから、どういうふうにして、任命されるのかということも含めて、何か簡単にちょっと分かりやすく教えていただけるとありがたいんですが。

教育総務課長 2点ご質問いただきまして、ありがとうございます。

資格については、教育総務課のほうでは詳しく分からない状況ではございますけれども、1点目の部分につきましては、今後の起こりうる課題に対応するため、責任ある者を学校にも配置できるようになることが必要になるのではないかとということで、今回やらせていただきました。

(「ちょっと補足いいですか」の声あり)

教育長職務代理者 はい。

生涯学習部長 今、指導監と栄養士長は、職として存在をしています。

伊藤委員 現在も存在しているということですか。

生涯学習部長 はい、配置できるようにここで改正をするということなので、もともと、指導監と栄養士長というのは、職制としてございますので、人事制度として。

教育総務課長 学校には配置ができなかったもので、今度学校にも配置できるようになると。

伊藤委員 学校配置ができるようにするということですか。

教育総務課長 今度学校にも配置ができるようにするというところでございます。すみません、説明が足らなくて。

伊藤委員 学校に置くことができるようにするというのは、各学校で、全ての学校にはいかないかもしれないですけども、取りあえず学校に置くようにすると。分かりました。

それで、この2つの職制の方というのは、何か特別な資格とか経験の条件とか何かあるんでしょうか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 栄養資格があればなれます。

伊藤委員 栄養資格だけか。

教育総務課長 栄養資格です。

伊藤委員 いやだけれども、この主幹栄養士として、例えば、5年勤めるとか10年とか何かそ

ういうことはないんですか。

教育総務課長 そうですね、それはやはり経験年数によって、我々と同じようにございますので、すぐにはなれません。

伊藤委員 それは特に決まっていないわけですね。

(「人事ですね」の声あり)

教育総務課長 人事ですね。

伊藤委員 だから、そういう職務が優秀であるとか、そういう客観的に認められれば、それでなりますよということですね。分かりました。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

今の説明で、学校に指導監とか栄養士長の方が配置されることによるメリット、想定されているメリットを上げていただきたいと思います。昨今、給食に関して、本当に悲しい事件もありましたし、やっぱりいろんな課題は各自治体でニュースになっているものもなっていないものもたくさんあると思うので、給食の管理に関しては、とても大切なことだと思うので、入ることのメリットについて。また、本来教育委員会にいた方が出先に出ることによって、想定されるデメリットや、そこにデメリットがあるならば、そこを補足するような対策を考えていらっしゃるか、それは栄養士チームの方でないと分からない部分があると思いますが、メリットがあるからこのようにしていると思うので、メリットの部分ぜひ教えていただけたらと思います。

教育長職務代理者 教育総務課長。

教育総務課長 ありがとうございます。

まず、メリットということでございますけれども、今まで責任ある立場で、教育委員会で全体を指導していただいた方が、学校現場に行くことで、また学校全体を統括するようなことがメリットとして考えられます。

それから、デメリットにつきまは特にございません。

山形委員 ありがとうございます。

物価高騰もあって、調理するものの組み合わせなども大変だと思います。先ほど管理栄養士と栄養士の違いというようなお話も出ましたが、現場ではきっと調理の方というのは、会計任用職員という形で、多分、資格のない方もたくさん力を貸してくださっている中で管理する方がもっと丁寧が増えていくことというのは、すごくメリットにはなるのかな

というところも感じていますので、引き続き、お願いいたします。

教育長職務代理者 ちょっとお伺いしても。

そうしますと、これが改定されると、事実上、この栄養士長とか指導監という方、もともと教育委員会にいらしたとして、その方が各学校に下りることができるように変更するということは、人数が増えるというイメージでよろしいんですか。違いますか。

教育総務課長。

教育総務課長 各学校に栄養士が1人ずつおりますけれども、増えるわけではなくて、こちらに今度入れ替わるような形で、人数は変更ございません。

教育長職務代理者 その方が、伺ったところの方がまたこちらに上がってくるという……

教育総務課長 そうすると学校から例えば1人来るというような形になります。全体の人数で変更があるわけではない。

教育長職務代理者 変更があるわけではないと。じゃ、もともとは全体を統括していた方が、各校に下りるとなると、その全体を見る方というポジションというのはどうなるんでしょうか。

教育総務課長 また教育委員会側で次の方がやっていただけるような形でございます。

生涯学習部長 給食担当室という組織は変更ございませんので、あくまで人的なものの異動として適材適所にしていくということことです。

教育長職務代理者 イメージとしては人事異動みたいな感じですか。

教育総務課長 そうですね、人事異動になります。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 すみません、ちょっとお聞きしていて一つ疑問に思ったのは、各学校でこの4つの職制、前からあるとおっしゃっていて、各学校に全ての職制の方が1人ずついるんですか。それとも各学校で、例えば、ある学校には主査栄養士しかいないとか、そういうことってあるんですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 栄養士がお一人いまして、その方がこの中のどちらかの職制に入ることです。

伊藤委員 1人だけなんですか。

教育総務課長 はい。

伊藤委員 各学校に1人。

教育総務課長 栄養士は1人です。

伊藤委員 場合によっては、A小学校にはその方が主幹栄養士かもしれないし、ある学校では主査栄養士、今度ある学校では指導監とか、あるいは栄養士長という、そういう肩書なりあるは持った人が1人来ると。

教育総務課長 それで給食の献立をその方が作ると。

伊藤委員 各学校に基本的には1人なんですね。分かりました。ちょっと誤解していました。

教育長 事務職員もそうです。

伊藤委員 そうということですね。

教育長職務代理者 いろんな意味で理解が深まったかと思います。ありがとうございました。
ほかにご質問等はよろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これを持ちまして終結させていただきます。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第44号

教育長職務代理者 次に、議案第44号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 では、議案第44号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、教育委員会の体制及び組織改編に係る関係規則について、所要の改正をするためでございます。

15ページから16ページの改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則第3条及び別表では、令和6年度より

新設される文化スポーツ部にスポーツ課がスポーツ振興課として編入されるため、教育委員会事務局からは削除するものです。

次に、16ページ中段、松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の改正につきましては、人事異動に伴い、定数の内訳を変更するためでございます。

次に、16ページ下段から17ページ、教育委員会における公文書のA版化の実施に関する規則の一部改正につきましても、スポーツ課が教育委員会事務局から文化スポーツ部へ変更されることから関係規則も削除となります。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第44号について、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 16ページの定数なんですけど、今回の機構改革によって事務局が188から176に減ると、この減るのは分かるんですが、図書館とか小中学校が今回の機構改革によって、定数が減るのはなぜですか。

教育長職務代理者 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 定数の配分につきましては、定数の上限を条例で定めているものでございまして、事務局というのは、教育委員会のスポーツ課も含めた事務局の人数でございます。

今回、スポーツ課が減るものですから、事務局のほうは減らし、図書館及び小中学校につきましては、人員の状況に合わせて定数の上限を減らしたものです。

例えば、小中学校でありますと、退職者の状況がございますので、それに合わせて、ある程度定数を変えたということでございます。

教育長 ちょっと具体的に言わないと。職種も含めて。

教育総務課長 職種も含めて。はい。

教育長 小中学校という表記だけなので、小中学校のどういう人たちが減ったのか。

教育総務課長 調理員でございます。

教育長 そういつてもらえれば。

(「調理員か」の声あり)

教育総務課長 小中学校の給食を作る調理員さんが退職をしていきますので、その退職者の状況で上限が減っていく形でございます。

教育長 委託が1社増えれば、1校増えれば、その分市の調理員は減るということです。

教育長職務代理者 委託が増えているのか。

伊藤委員 委託との関係ですか。要するに外部に委託してしまうので、うちの定数はこれだけ減ってもいいんですよ、これだけ減らすんだということですか。

教育総務課長 令和7年度委託をやっていく予定ではあります。

伊藤委員 小中学校については、今後委託が増えていけば、定数はどんどん減っていくということもあり得るわけですね。

教育総務課長 そうですね。あとは退職をしますけれども、退職した分採用しませんと減っていく状況になります。

伊藤委員 採らなければそうなりますよね。

教育長 調理員はそういう方向で動いています。

伊藤委員 なるほど。この小中学校の183という数字は、調理の人だけなんですか。

教育総務課長 ほかの職種も含まれております。

伊藤委員 ほかの職種も入ってますよね。それで、16名も減るのですか。ほぼ1割ですね。

生涯学習部長 条例定数ですね、実際値ではないですよ。

教育総務課長 小中学校の内訳は、職種で言いますと栄養士と用務員と調理員でございます。

伊藤委員 用務員も入っているのですか。これが183だったということですか。

教育総務課長 はい。それを167人に、今回するものでございます。

伊藤委員 減るのは別にそれだけもう仕事が減ったとか、そういうことではなくて、外部委託で賄うと、それによる減ですね。

教育総務課長 はい。

生涯学習部長 それで、先ほど教育総務課長申し上げたように、上限を定めるものでございますので、実際にはこれでまた予算上の配置ですとかが決まっていまいりますので。

伊藤委員 あと図書館が3名というのは、これは何か。

教育総務課長 これは今の実配置に合わせた状況で減らしている。

伊藤委員 普通は定数に合わせるのではないのですか。

教育総務課長 窓口の委託とかもしておりますので、そういった状況で減ってます。

生涯学習部長 図書館についても、各分館が委託化が徐々に始まっておりますので、実際今、会計年度任用職員で、運用している部分を委託にしている部分も増えてまいりますので、そういったことで、全体の定数としては、減少の方向にはなっています。

伊藤委員 むしろ実数に合わせるわけですね。分かりました。

教育長職務代理者 そのほか。

山形委員。

山形委員 山形です。

では、先ほど伊藤委員の質問からご説明あったように、図書館と小中学校は委託等で定数が減っているというところは理解できました。確認で、事務局が今12名減るとするのは、スポーツ課が移動することでの12人の減という理解でよろしかったでしょうか。

教育総務課長 はい。

教育長職務代理者 ほか、よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして終結といたします。

これより議案第44号を採決いたします。

議案第44号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第44号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第45号

教育長職務代理者 次に、議案第45号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それではご説明お願いいたします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 議案第45号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由は、事務決裁の効率化を図るとともに、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、教育委員会の体制及び組織改編に係る関係規程について、所要の改正をするためでございます。

19ページから20ページの共通事項、人事関係の改正前、改正後の新旧対照表をご覧ください。

改正後の備考、中黒の1つ目、松戸市立高等学校に所属する教員に係る出張命令のうち、宿泊を要するもの及び特に必要と認めるものは教育総務課長の承認を得た上で、高等学校長

が専決事項とすることができるようにするものでございます。

また、中黒の２つ目、担当室、博物館または戸定歴史館の所属職員に係る主務課長の専決事項のうち、（１）から（６）に掲げるものにつきましては、教育総務課長の承認を得た上で、それぞれの担当室長、博物館次長、または戸定歴史館長が専決事項とすることができるようにするものでございます。

このことにつきまして、市立松戸高校の教員及び職員の出張命令や休暇の承認、勤務に関する命令などは各所属長の承認が必要だったのですが、出先機関や担当室のある所属や職員数が多い所属については、管理をしている校長、または担当室長が専決することで事務決裁の効率化を図るものでございます。

また、20ページから21ページ共通事項、財務関係及び22ページの改正内容につきましては、議案第44号でご審議いただきましたとおり、令和６年度より新設される文化スポーツ部にスポーツ課がスポーツ振興課として編入されるため、教育委員会事務局から削除するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第45号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

（発言の声なし）

教育長職務代理者 特にございませんでしょうか。

質問等ないようでございますので、議案第45号については、終結といたします。

これより議案第45号を採決いたします。

議案第45号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第45号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

（説明員入替え）

◎議案第４６号

教育長職務代理者 次に、議案第46号「松戸市スポーツ施設管理運営規則及び松戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明お願いいたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議案第46号「松戸市スポーツ施設管理運営規則及び松戸市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について」でございます。

資料23ページをご覧ください。

提案理由でございますが、現在開催中の松戸市議会3月定例会におきまして、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定が可決されたことに伴い、松戸市スポーツ施設管理運営規則及び松戸市スポーツ推進委員に関する規則について、それぞれ廃止をし、新たに松戸市の規則として制定するものでございます。

具体的に申し上げますと、まず、スポーツ施設の管理運営規則につきましては、現在市教育委員会の事務局でございますスポーツ課が所管する施設の管理運営に必要な事項を定めた教育委員会規則でございますので、今回、当該事務が市長事務局へ移管されることに伴いまして、この規則を廃止し、市長部局が所管しますスポーツ施設の管理運営に必要な事項を定めました松戸市スポーツ施設条例施行規則に包含するものとなります。

また、松戸市スポーツ推進員に関する規則も同様でございますが、スポーツ推進員の事務の所管が市教育委員会から市長部局へ移管されることに伴いまして、教育委員会規則となっております当規則を廃止し、新たに市長事務局の規則といたしまして、現在の規則で教育委員会と記載されている部分を市に、教育長と記載されている部分を市長に変更するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第46号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山形委員。

山形委員 山形です。

改めて、45号もそうですけれども、46号を見ても大きな改革が始まるというところを感じている中で、スポーツ推進委員の方たちへのご説明だとか、その辺のやり取りは、スポーツ課さんは事務局ごと、丸ごと移管はすると思うんですけれども、窓口が大きく変わるところで、混乱などがないようにしていただきたいので、そのあたりのところ、具体的に今、進んでいるところを教えてください。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 スポーツ推進員の理事の皆さんに対しましては、まず今、総務部と経済振興部が中心にやっているということでございましたので、理事会の中で、その2部を中心に組織の説明をさせていただいたというところがまず1点ございます。

あわせて、私どもスポーツ課といたしましても、市としてそういう動きがあるというところは、もう12月の年明け前だと記憶しているんですけども、理事会のときに、こういう動きがありますという報告を、あらかじめ報告させていただいているということと、実際には先日、これが決まったということで、推進委員の理事会で併せて私のほうから報告をさせていただいております。

推進委員の皆さんからは、特に今回の組織変更に対して、細かいお話はいろいろありましたが、特段、困るだとか、そういったお話はなくて、むしろ市と連携ができるようになるというところの部分については、前向きなご意見をいただいたというところでございます。

4月から新しい部にというところにつきましても、スポーツ課としましては、対応が全く変わるものではないということで、会長をはじめ、理事の方たちにはご説明をして、ご了解をいただいているというところでございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと確認ですが、この25ページと29ページのこの2つの規則というのは、これは現在ある規則でこれをもう廃止するわけですね。

スポーツ課長 はい。

伊藤委員 今度、松戸市の規則として、やっぱり同じような内容のものが必要になりますよね。

それは全く同じ内容のものがつくられるのか、あるいは、まだそれは皆さんご存じなくて、当然私たちも知らないという、そういう状況ですか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 2つの規則につきましては、まず施設の管理規則、こちらにつきましては、今で既に教育委員会で我々が管理している以外のスポーツ施設の規則が既にもう市長部局の規則としてあります。その中に今我々が管理する、例えば、新松戸のプールだとか、ここに記載してある施設をそこに盛り込む、含めるような形で変えるということで、少し回りくどく言いましたが、今ある市の規則の中に我々の施設を入れるという改正を今併せて市長部局

のほうで進めているというところがまず1点。

それとスポーツ推進委員のところにつきましては、市長部局の規則で今、全くありませんので、これも新たに、先ほど申し上げましたとおり、主語が教育委員会がとなっているところを市がというような形で、内容は変わらず、主語の部分を入れ替えるような形で、これも併せて、並行して市長部局のほうで変更の手続を進めているというところでございます。

伊藤委員 そうすると、スポーツ推進委員の規則は、そんなに大きな変更はなく、主語が変わる程度で、基本的には同じように実施されるであろうと、その規則も間もなくできて、明らかになるであろうと。

他方、施設のほうは、今市のほうが管理している施設のほうに、教育委員会がやっていたものを、今後、もう市のほうに移るので、それを取り込むような形で若干内容の変更もあり得るというか、その新しい施設の名前が追加されるくらいだけですか。

スポーツ課長 そうですね、あとは、主に環境部のスポーツ施設がここに載っておりますが、もし、その環境部の施設の開館時間が今ここに書いてある我々の開館時間と違う場合は、その部分について、例えば、新松戸のプールだとか、何とか体育館は、9時から21時とかという、そういう時間の変更というのは、改めてする可能性はありますけれども、この内容の書きぶり、あるいはこの内容が基本的にはそのまま向こうに包含されるような意味での改正になります。

伊藤委員 そうすると、施設の利用についての基本的な考え方が市本局と教育委員会とは違うので、大きな違いが生ずるということはほとんどないということですか。

スポーツ課長 ないです。

伊藤委員 そうですか。料金とか何かは。

スポーツ課長 料金につきましても、市長事務部局のスポーツ施設と違いがあれば、こちらの規則に書いてあるとおりであり、そういう料金の設定の変更はございませんので、こちらの料金の設定の規則が、向こうの規則に入ると。

伊藤委員 基本的にはどうなんですか。高くなるんですか。安くなるんですか。

スポーツ課長 同じだと思います。基本的に変わらない、一緒だと。

伊藤委員 変わらないですか。

教育長 これまでも連携してやっていますので。

伊藤委員 そうですか。分かりました、了解しました。

スポーツ課長 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにご意見等ございますか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようですので、これを持ちまして、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第46号を採決いたします。

議案第46号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第46号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第49号及び報告第12号

教育長職務代理者 次に、議案第49号「松戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」及び報告第12号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

本議案は、双方に関係がございますので、一括した議題としてご審議いただきます。

それではご説明お願いいたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議案第49号並びに報告第12号につきまして、ご説明申し上げます。

まず、資料32ページ、議案第49号「松戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」及び資料35ページ、報告第12号「臨時代理による処分の報告について」、一括の説明とさせていただきます。

順番が前後しますが、まず先に報告第12号からご説明させていただきます。

35ページをご覧ください。

松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例が制定されたことに伴いまして、地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、松戸市教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させることについて、松戸市長と協議の必要性がありますが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったことから、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり、36ページになりますけれども、別紙のとおり臨時代理による処分をしたため、報告するものでございます。

ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で規定されております

教育に関する事務につきましては、市長事務部局の職員が事務を執行することができませんが、教育委員会にその権限を残しつつも、市長事務部局の職員でも事務の執行が可能となるよう、補助執行に関する規則を定めるものでございます。

その手続といたしましては、自治法180条の7の規定で、地方公共団体の委員会または委員、これ今回は教育委員会になりますけれども、教育委員会はその権限に属する事務の一部を地方公共団体の長と協議して、省略しますが、補助執行をさせることができるという規定になっておりまして、本来であれば、一度、市長事務部局と協議をしてよろしいかという協議の申出をしていいかどうかの議案を教育委員会会議に本来であれば付議することになります。

そして、その協議の終了後、市長部局からの回答をもちまして、補助執行に関する規則を制定する議案を教育委員会会議に付議することとなりますので、実質、本来であれば2回教育委員会会議のほうに付議して、ご審議していただく必要がございました。

しかしながら、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の審議が市議会3月定例会までの継続審議となりまして、3月6日の教育委員会会議に付議するいとまがなかったことから、協議の申入れに関する付議につきましては、臨時代理処分とさせていただき、制定については、本日、この場の教育委員会会議で議案を付議できるよう、協議の手続のところにつきまして、臨時代理により処分をさせていただいたものでございます。

続きまして32ページをお願いいたします。

議案第49号「松戸市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」でございます。

提案理由でございますが、さきにも触れました、松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、松戸市教育委員会の権限に属する事務の一部を松戸市文化スポーツ部の職員に補助執行させる規定を定めるためのものでございます。

33ページをお願いいたします。

今回、補助執行させる事務につきましては、規則第2条の表に掲げる2項目でございます。いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条12号の社会教育に関することの事務の一部を市長事務部局の文化スポーツ部で補助執行できるよう、規則を制定するものでございます。

具体的には、表内の（１）の部分です。スポーツにおける社会教育団体に関することでは、社会教育関係団体の登録や補助金の交付事務などを、また、表内（２）の学校施設開放事業

に関することにつきましては、学校施設開放事業の施設使用許可等の事務を行うことを想定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第49号及び報告第12号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

(「ちょっと少し補足させていただいてもよろしいですか」の声あり)

教育長職務代理者 生涯学習部長、お願いいたします。

生涯学習部長 生涯学習部長でございます。

この後、総務部等が参りまして、市議会で議決されました特例条例の制定については、ご報告をさせていただく予定でございますが、条例との関係も含めて補足説明させていただきたいと思います。

新たな条例が議決されたことに伴いまして、スポーツと文化の一部が市長部局で執行ができるようになりました。今回、規則制定をさせていただきたいものについては、新たな条例の中に包含されていない事業など、教育委員会の中に残された部分があります。そうした事業についても新しい文化スポーツ部のスポーツ課の中で、執行ができるようにという趣旨で規則を制定するものでございます。

具体的には、社会教育に関しては、教育委員会の固有の職務でございますので、補助執行に関する規則を定めて、スポーツ関連の社会教育団体の登録等を市長部局でできるようにしています。また、学校施設開放につきましても、社会教育として学校施設の活用しているところでございますので、市長部局においても引き続き学校開放事業が行えるように補助執行として規則を制定させていただいております。

すみません、以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。ご説明は以上になります。

それでは、ご意見、ご質問等。

伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、この33ページの補助執行という言葉がありますよね。この補助執行というのは、本来、執行するのは、これについて言えば、スポーツにおける社会教育関係団体に関することについて、さっき補助金とおっしゃいましたけれども、例えば、そういうようなことについて、本来的に執行するのは教育委員会だが、それを補助的に巻き込むというか、やるという、そういうことで理解していいわけですね。分かりました。そういう論理でやる

べきことというのが、（１）、（２）の２つだけなんです。

生涯学習部長 はい、繰り返しになりますけれども、大きな条例を制定したことによって、大半のものは条例に基づいて執行ができるんですけれども、それでも残されたものがありまして、それについて規則を制定させていただきました。

伊藤委員 それからもう一点、（２）の学校施設開放事業に関することなんですけれども、これは学校施設ということは、学校の体育施設だけではなくて、全ての学校施設の開放事業というふうに、ここで読むんですか。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 現状といたしましては、今、学校開放事業で開放している部分というのが校庭だとか、体育館だとか、場合によっては武道館だとか、おっしゃるスポーツをやる場所というところを想定しておりますので、例えば教室だとか、何とかというような、この今学校開放事業で貸し出す場所としては、現在のところは想定はしておりません。

伊藤委員 現在それは想定していない。それだったら、これ学校体育施設と、こう書いてはいけないのですか。

スポーツ課長 そこはいろいろ議論があったんですけれども、あくまでこれは事業といいますか、我々スポーツ課がやる範疇としまして、学校施設開放事業というところの中での関わり、我々が向こうに行ったときに、事務としてできる部分として定めたものなので、あくまでも事務レベル、事業レベルでここに記載をしているということです。

伊藤委員 事業名称として決まっているのかな。

スポーツ課長 はい、そうです。この事業が単独で、独立してきちんとしてあるというもので、この事業については、事務執行できるということで、明確に言おうとしているものです。

生涯学習部長 学校施設開放事業という名称で、校庭ですとか、体育館の解放をしておりますことから、学校施設開放事業と。

伊藤委員 そうなんです。教室とかそういうのは……

生涯学習部長 今は現状は含まれておりません。

伊藤委員 ここには入らないよという理解ですか。そうすると、16ページに、規則でスポーツ課がなくなることによって、スポーツ課がやっていたものがなくなってしまうよというところの16ページのちょうど真ん中ら辺ですが、学校体育施設の開放に関するのと、ここにはちゃんと体育施設と書いてありますよね。ですから、これは狭い意味で、要するに体育施設という、恐らくスポーツ課がやっていたことなので、そういうふうに書いてある。

スポーツ課長 ここは、ちょっと文言の整理がし切れていない部分があるんですけども、16ページの下から2つ目の文章ですよ。この開放に関することというのは、33ページのイコール（2）の学校施設開放事業というところでご理解いただければ、よろしいかと思います。

伊藤委員 だったら、誤解のないように、33ページも学校体育施設というふうに書いたほうが、よりはっきりするんじゃないですか。何か不都合があるんですか。

スポーツ課長 そうですね、今回事業名称に分かりやすく書いたというところで、整理をさせていただきます。

教育長 国の言葉が学校施設開放事業になっていると思います。

伊藤委員 学校施設か。体育ではない。

教育長 はい。要するに、スポーツ課が担当しているのはスポーツ関係だけですけども、地域によっては違うこともあり得るんだと思います。松戸市はそこまでは広げていない。

伊藤委員 学校施設という、こういうこのスポーツの枠の中で学校施設といったときには、その体育施設ですよ。

スポーツ課長 そうですね、少なくとも今はそういうことで事業を運用しています。

伊藤委員 そうすると、私の個人的な意見ですけども、今はそうかもしれないけれども、世の中、どんどん変わっていけば、学校施設と書いてある以上、体育だけというのは、そもそもおかしいじゃないかと、だからそういうふうな誤解を将来招かないように、きちんと学校体育施設と今の時点で書いてしまったほうが私はいいかなと思うんですが。

生涯学習部長 若干補足いたしますと、今、教育長お話いただいたとおり、上位法の中で、例えばスポーツ推進法ですとか、教育のほうの法律の中で、学校施設の開放について、努めることという規定がございまして、その目的といたしましてスポーツ等、あるいは社会教育等というふうなのが定めがございしますので、今回はスポーツに関してということで、学校施設開放というような言葉を使わせていただいております。

ですので、例えば、スポーツ推進法に基づくものとしては、そういった学校施設開放を我々としてというか、協力いただきたいということの一方で、施設の開放に努めていくということが今度は学校側のほうに求められているというのが、法律上の立てつけとしてはございますので、そちらに呼応するような言葉を使っているというような形です。

教育長 現在はということですね。ただ、伊藤委員おっしゃられているように、今後は部活動の地域連携、地域移行も含めて、学校の施設をどういうふうに使うかというのは、それはこれから動くかもしれません。

ただ、現在、各学校で行っている学校施設開放事業は、一般市民の方に応募してというか、募ってやってもらっているんですけども、社会教育団体の文化面のほうはそういう申込みは多分ゼロだと思います。スポーツ関係しかないので、別に閉じているわけではないですよ。でもスポーツ関係が全部、グラウンドとか体育館を使いたいということで開放しています。

伊藤委員 校庭というのは、体育施設じゃなくて、一般的に学校施設ですよ。だから、校庭は今、使うんですよ。そういう校庭、スポーツ施設として。

教育長 校庭は、例えば、小学校ですと、ドッジボールとか、あるいは小学生のサッカーとか、そういうことで使っています。ただ、それを例えば、子ども会がレクリエーションやりたいとか、そういうこともこっちで想定すればあるんですけども、そういった申込みは今、多分、ないんじゃないかなと。定期的ですからね。

伊藤委員 分かりました。そういうことであれば。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

教育長からのお話で、そういう形で体育館を借りているんだということが少し見えてきました。一般市民、利用者として、この改変の中で、変わっていくところの戸惑いがないようにするのが大切なかなと思っているんですが、教育長おっしゃったように、定期的に借りるという、今どんなふうに利用者さんたちは、借りているのか、窓口とか、そういう動線が過去にPTAをやっていたときは、もう決まっているので、どこも入れないといわれました。どこも入れないみたいな話を聞いていて、結構クローズドな感じで、借りづらいような話を私は1か所しか知らないんですが、一般的にほかの学校開放がどんなふうに行われているのかの動線というのを、今の現状と課が移動いた先はどんなふうになるか分からないですけども、例えば、学校施設を借りたいと思ったときに、学校に問い合わせるのか、それとも今まで学校に借りたいですって学校側に言われても、学校はスポーツ管理はしていなく、そこを問い合わせを切れるわけではないと思うんですけども、その辺の動線が変わる想定とか、逆にもっと広げていくにはホームページに載るとか、何かそういうこととかあるのかなと思いました。全然先の話なので、関係ないと思うんですけども、今、現状として、どんなふうにするところを聞きたいです。

教育長 私からでもいいですか。それは無理です。絶対に今から広がりません。なぜかという、いつも教頭時代の話ですけども、4月初めに、学校開放委員会をあの頃は学校でやっ

ていましたので、教頭がやるんですよ。そうすると、いっぱい団体が集まってきます。その段階で、既にいっぱい終わりなんです。もう隙間ないんです。

いろんな学校、じゃ、ほかに聞いてみようかといってやりますけれども、もう市内全部施設はそこでもう満杯になる、なので、途中でどこかないかと言われても絶対にない。ですから、今後、もっと増やそうというのも学校増やせば増えますけれども、という具合になります。

山形委員 そういう現状なんですね。

教育長 ですから、使っている人たちはその仕組みは分かっているんです。新規参入の方々からは、だからなかなか見えないというのはやむを得ないですよ。じゃ、プラスしてください。

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 今、教育長からお話していただいたとおりですが、現状、少しだけ変わっている部分がございます、新規の参入が今、難しいというお話ありましたけれども、それはもちろん学校だとか地域によっては差があるんですけれども、一応、今現状としましては、例えば、どこどこ中学校、小学校使いたいというお問合せが、もしスポーツ課のほうにあれば、学校じゃなくて、まず我々のスポーツ課のほうが一回受けます。受けた中で、今、関係利用団体というのですかね、あと地域の方だとかと、運営委員会というのを学校ごとに設けて、その中で、その使用についての調整をしていただくと、現状については今申し上げたとおりです。

ただ、我々としては、いろんな団体さんになるべく幅広く使っていただきたいというのがあるので、例えば、我々ができる調整の中としては、体育館1面を1団体が使っているところを、例えば、半面にしても差し支えないかというものがあれば、それは年間で決まっているその団体の枠のところにちょっとご相談した中で、大丈夫ですよということであれば、改めて利用したいというところが、我々であったり、運営委員会に連絡をして使いえるようにしたりだとかという、一応、手続というか、窓口としては1回我々が受けてやるということで調整をしております。ただ、全体像で言うと、そんな余裕はないという状況でございます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長 こうやって言うと、教頭さんの仕事は、今、課長からあったように、そういうふうに

スポーツ課に移ったんですよ、その運営が。なので、その部分はかなり楽になりました。

山形委員 そうですね。学校の負担が減ることはとても大切なことだなと思ったので、また市全体として連携して、市の施設の中での体育館とか、体育施設も、ここも学校開放のときは、料金というのはかからないですよ。でも体育館は多少はかかりますけれども、その辺なんかの文化スポーツ課との連携や、一元化ができるのは市民にとってはプラスになるのかなと思ったので、引き続きお願いいたします。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結とし、報告第12号の審議は終結といたします。

これより議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。

(説明員入替え)

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告は。

文化財保存課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財保存活用課の関根でございます。

私からは、報告事項といたしまして、前回3月6日の教育委員会会議におきまして、提案させていただきました議案第37号の松戸市指定文化財の指定についてのご審議の中で、伊藤委員よりご質問のありました件についてお答えできておりませんでしたので、本日はそれを1枚の紙にまとめてお持ちいたしました。

近隣市の状況ということで、まず松戸市は、今回3月6日の議決によりまして、新たに2件の指定文化財が指定されて48件となりまして。それに比べて、横に5つの市と千葉市につ

いて調べさせていただいたものが表になっております。

お答えについてはこれでよろしいでしょうか。

教育長 はい、どうもありがとうございました。

文化財保存活用課長 簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

教育長 一つ確認させてもらっていいですか。あの文化財のいい地図がありますよね。

文化財保存活用課長 文化財マップ。

教育長 あれは、本年度また増えて、リニューアルというのは、毎年あるんですか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財マップにつきましては、前回印刷したのが、平成28年と聞いておりますの、ですからもう8年たっておりますので、今年6年度は予算のほうも計上させていただいておりまして、松戸市文化財保存活用地域計画も策定されたことから、そういったことも新たに内容に盛り込んで、令和6年度はリニューアルして印刷する予定です。また、ホームページ等でも公開を考えております。

以上です。

教育長 よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 よろしいですか。

次、お願いいたします。

行政経営課長 よろしくをお願いいたします。行政経営課長の板花でございます。

本日はお時間いただきましてありがとうございます。本来であれば、総務部長が参りましてご報告すべきところですが、本日、公務により出席ができず、私のほうからご報告をさせていただきます。

テーマについては、文化スポーツ政策、長らくご協議いただきました文化スポーツ政策の関係でございます。教育委員の皆様には、本市の文化スポーツ政策の在り方をテーマとした令和4年12月の総合教育会議に始まりまして、文化スポーツ行政の在り方について意見交換等、その後の教育委員会会議においても、多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

さきの12月市議会の総務財務常任委員会で継続審査となっておりました松戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてでございますが、その後の3月の市議会の総務財務常任委員会におきまして、審査がありまして、議決に至りましたので、その経

過についてのご説明をいたします。

12月の総務財務常任委員会におきましては、委員会の委員より大きく2点の指摘をいただいております。意見交換の際にも教育委員の皆様より多くご指摘をいただいたところでございますが、1点目につきましては、文化スポーツ政策の移管に当たり、文化については非常に幅が広く、事業を整理した上で展開する必要があるということ、2点目につきましては、文化やスポーツは市民の活動に非常に深く関わっているというところがございますことから、関係する団体等に対して、丁寧に説明してご理解をいただく必要があるというところがございます。

これらのご意見をいただいたことに対して、まず1点目、事業の整理につきましては、既に市長部局で行っている様々な新しい文化等を含む文化に関する事業に加え、特例条例を制定し、文化スポーツ部において市長部局と教育委員会がそれぞれ行ってきた文化事業の整理や、文化スポーツの持つ、その多様性を生かした企画、総合調整、計画立案を行うことで、市全体の文化政策を重点的に推進していくということをご説明いたしました。

また、現状では、教育委員会が所管している文化事業のうち、にぎわい創出、地域コミュニティの活性化に関する事業についても、市長部局で所管することにより、既存の市長部局で進めている文化に関する事業とともに、新たな文化芸術、クリエイティブ活動の創造や発展、市民が文化に触れる機会のさらなる創出拡大につなげていくことも併せてお伝えしたところでございます。

2点目の関係団体への説明につきましては、文化やスポーツの主要な関係団体に対し、文化スポーツ部の新設について検討する目的や、あと、これまでの検討経過、今後の組織のイメージ等について説明する機会を設け、関係団体の皆様からは多くの前向きなご意見をいただき、おおむねご理解をいただけたことが、事業を展開する上での現時点での課題も併せていただきましたことから今後、文化スポーツ政策に関する検討を行う会議体を設置するとともに、幅広く関係団体や市民の皆様の声を伺い、真摯に受け止めながら事業を進めていくことをご説明し、ご理解をいただいたところでございます。

なお、委員会での議論においては、時どきの首長による文化スポーツ政策の方向性が変わることがないように、しっかりと計画や方針を立てて、継続性、安定性を持った事業展開をすべきであるというご意見もいただきました。

また、意見交換においてもご意見をいただいたとおり、関係団体では、市民の意見を取り入れるための会議体を設置し、特定の団体に偏ることなく、幅広く声を伺えるようにする必

要があるといったご意見もいただいたところでございます。

文化もスポーツも非常に分野の幅が広くいろいろな事業と関連もしておりますから、会議体の構成員については、既存の会議体との調整も図りながら、検討を進めたいというふうに考えております。

文化スポーツ政策については、様々な分野が関わっておりますので、新設される文化スポーツ部が司令塔となり、引き続き、教育委員会の皆様と連携を取らせていただきながら、効果的に事業を展開してまいりたいと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

委員の皆様からは、よろしいですか。

(発言の声なし)

◎議案第47号、議案第48号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第47号「令和5年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について」、議案第48号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、これらの議案の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退出をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、教育総務課長、以降、指定する職員が各議案で入替えをお願いいたします。

議案第47号につきましては、学務課長、学務課課長補佐、議案第48号につきましては、教育総務課長、専門監、教育総務課課長補佐、教育総務課主幹、教育総務課主査、以上でございます。そのほかの方は退席してください。

(指定職員以外退席)

(以後、秘密会)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それではご報告いたします。

秘密会にて、議案第47号及び議案第48号については、原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

◎閉 会

教育長 ほかは一切、これで終わりで大丈夫か。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、これで令和6年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

次の予定というのは、今日は連絡なしか。なしでいいんだよね。臨時だから。

(「臨時ですから」の声あり)

教育長 はい、分かりました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4時35分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員